

下限面積（別段面積）の設定について

下限面積（別段の面積）

特例農地の指定の基準	別段の面積（下限）
(1) 市内全域	5,000㎡（50 a）
(2) 武雄市青年等就農計画に沿って農業を営む新規就農者の取得に係る農地等	1,000㎡（10 a）
(3) 武雄市空き家・空き地バンクに登録された空き家・空き地に付随する農地等（当該空き家・空き地と所有者が同じで（前所有者の死亡により異なる相続人が相続したことが明らかである場合その他農業委員会が特に認める場合を含む。）、当該空き家・空き地から容易に耕作ができる距離にある農地のことをいう。）で、現に全部若しくは一部が遊休化しているもの又は近い将来遊休化する可能性があるもの。ただし、当該農地等を取得しようとする者が、当該空き家・空き地に住民登録を行い、居住する場合に限る。	1㎡（0.01 a）
(4) 居住する住宅・宅地に隣接する概ね500㎡（5 a）以下の農地等で遊休化しているもの又は遊休化する可能性があるもの。ただし、当該農地等を取得しようとする者が、自ら3年以上耕作する目的で取得する場合に限る。	1㎡（0.01 a）

【方針】

- 1 農地を取得しようとする場合、現行どおり下限面積は、5,000㎡とする。
（農地法第3条第2項第5号 適用）
- 2 空き家・空き地に付随した農地を取得しようとする場合、耕作放棄地の発生防止・解消、新たな担い手の確保及び定住促進につながることから、現行どおり下限面積を1㎡とする。
（農地法施行規則第17条第2項 適用）
- 3 新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に、重点的に支援措置を講じる目的で、下限面積を1㎡とする。
（農地法施行規則第17条第2項 適用）
- 4 自分が所有する宅地に隣接した農地が、狭小で遊休化、または遊休化する

可能性がある場合、自分の家庭菜園等として3年以上、自らが耕作する目的で購入する場合に限り、農業委員会が特例農地として指定をすれば、概ね1㎡から500㎡までの農地が取得可能となる。

(農地法施行規則第17条第2項 適用)

【理由】

1. 農地法施行規則第17条第1項

武雄市は、自然的経済的条件からみて、同一地域と認められる。

40aでは耕作者の40%を下回る可能性がある。

2. 農地法施行規則第17条第2項

- ・新規就農を促進するうえで、適当な面積と認められる。
- ・令和3年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は1.0%未満と低い状況にあるため、全体としては下限面積を現行どおりにする。
- ・空き家・空き地バンクに付随した農地が、現にすべて又は一部が遊休農地である場合については別段の面積を設定する。
- ・認定新規就農者の認定を受け、営農するために必要最低限の面積として、別段の面積を設定する。
- ・「隣接する宅地等と一体利用しなければ、農地として利用困難な狭小農地等」の遊休農地化を防止し、農地として適切な管理が行われるとともに、良好な生活環境を維持するために、別段の面積を設定する。